

「D&Oマネジメントパッケージ」のご案内

このご案内書は、D&Oマネジメントパッケージ（経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険）の概要を紹介したものです。保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお問い合わせください。ご契約に際しては必ず保険約款および重要事項説明書をご確認ください。

To Be a Good Company



東京海上日動



はじめに

日本におけるコーポレートガバナンスを巡る取組みは、近年大きく加速しています。

2015年5月に施行された改正会社法における社外取締役・社外監査役の要件厳格化や多重代表訴訟制度の導入後、2015年6月に策定された**コーポレートガバナンス・コード**（以下「**CGC**」といいます。）により、日本企業のガバナンス強化に向けた取組みには着実な進展がみられています。2018年6月のCGCの改訂を経て、**2019年12月には改正会社法が成立し**、社外取締役の選任義務や**D&O保険に関する規律**が新たに設けられました（2021年3月施行）。

特に、第四次産業革命の進展や少子高齢化に伴う国内市場の縮小を背景に、中長期の収益性・生産性の向上と持続的な成長を実現するべく、機動的な事業ポートフォリオの組替えなどの「**攻め**」のガバナンスに加え、2017年秋以降の**子会社不祥事問題**を契機に、子会社管理の実効性を確保する「**守り**」のガバナンスの重要性を問う声が高まっています。これを受け、2019年6月には**グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針**が策定され、CGCを補完する形で、グループ経営を行う企業におけるガバナンスの在り方が示されました。

また、医療法（2016年9月改正）、社会福祉法（2017年4月改正）、私立学校法（2020年4月改正）においても役員個人の責任が明文化されるなど、会社以外の法人に対してもガバナンスの強化が求められています。

東京海上グループと致しましては、かかる環境変化や昨今の役員の責任を問う高額な賠償判決事案を踏まえ、従来のD&O保険の補償を大幅に拡大するとともに、会社以外の法人についても同一商品で経営陣の皆様のリスクを包括的に補償する新商品「**D&Oマネジメントパッケージ**」を、2016年4月から販売しております。

ここに、商品の概要をご案内申し上げます。是非とも引き続き東京海上グループをパートナーとしてご起用賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

役員責任を取り巻く環境の変化

Politics【政治的要因】

【コーポレートガバナンス・コードの策定等によるガバナンス強化の要請】

- 2015年 5月 会社法改正（多重代表訴訟制度の導入 等）
- 2015年 6月 コーポレートガバナンス・コードの適用開始
- 2016年 2月 D&O保険料の全額会社負担における税法上の整理
- 2018年 6月 コーポレートガバナンス・コードの改訂（社外取締役の拡充 等）
- 2019年12月 改正会社法の成立（2021年3月施行）

Economy【経済的要因】

【企業を取り巻く経済環境の変化】

- 企業のグローバル化の進展 □ 国外からの経営人材獲得競争
- 独占禁止法等の競争法強化を背景とした課徴金の高額化

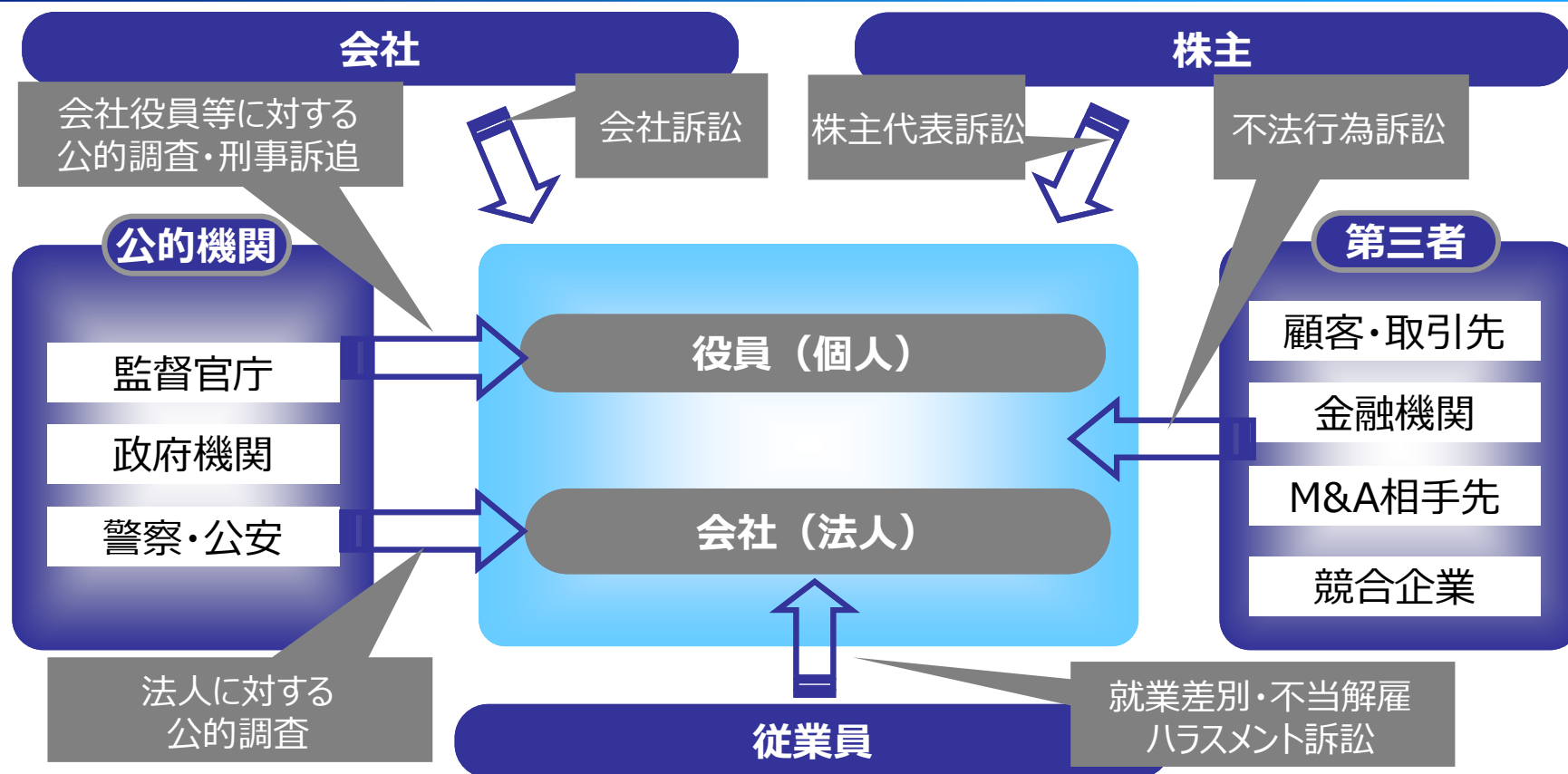
Society【社会的要因】

【多様化する役員責任を巡る訴訟】

- 企業不祥事の多発 □ 高度化・専門化する株主弁護団
- 海外での活動に伴う制裁金/集団訴訟リスクの増大 □ 高額な賠償判決事案

経営者による適切なリスクテイクをお支えするためにも、
D&Oマネジメントパッケージへのご加入をご検討ください！

役員を取り巻く経営リスク



「D&Oマネジメントパッケージ」のポイント

- ▶ 欧米で提供されるカバーと同等の**“充実した補償”**
- ▶ 2015年に経産省が提言した**「D&O保険の検討ポイント」**に準拠！
- ➡ **これにより、貴社経営陣の皆様のリスクテイクを下支えする環境作りをサポートします！**

詳細は
次ページ

「D&Oマネジメントパッケージ」の特徴

次ページに
続きます

- 「D&Oマネジメントパッケージ」は、従来のD&O保険の上位商品として、役員の皆様が安心して経営に専念していただくための補償を包括的にご提供いたします。

【特徴①】費用の補償が充実！（役員費用&会社費用）

→ 新たに「社内調査費用」「改善報告書等作成費用」などの会社が負担する費用のほか、国外において役員個人に生じる各種対応費用（刑事手続対応費用等）を対象に加えます。また、従来はオプション特約の中で補償された「第三者委員会設置・活動費用」などの各種費用も、標準補償します。

【特徴②】会社から役員への賠償請求（会社訴訟）も対象！ <<経産省報告書ポイント>>

→ 株主代表訴訟・第三者訴訟に加え、会社訴訟も標準補償します。株主からの提訴請求がなくとも、会社から役員への訴訟を補償します。

※米国の法令に基づく会社訴訟については、提訴請求に基づく会社からの損害賠償請求が対象となります。提訴請求に基づかない会社訴訟は、争訟費用のみ補償対象です。

【特徴③】社外役員も手厚くお守りします！ <<経産省報告書ポイント>>

→ 社外取締役・社外監査役に対して、追加支払限度額（1名1億円限度、全体で3億円限度）を標準補償します。

「D&Oマネジメントパッケージ」の特徴

【特徴④】ご家族（相続人）も手厚くお守りします！ <<経産省報告書ポイント>>

→ 役員の相続人に対して、追加支払限度額（1名1億円限度、全体で3億円限度）を標準補償します。

【特徴⑤】役員退任後の補償も安心！ <<経産省報告書ポイント>>

→ 退任後に補償が継続されなかった場合にも、自動的に保険期間を10年間延長してご提供します（従来商品では補償が継続されている場合に限り、退任後も補償されます）。

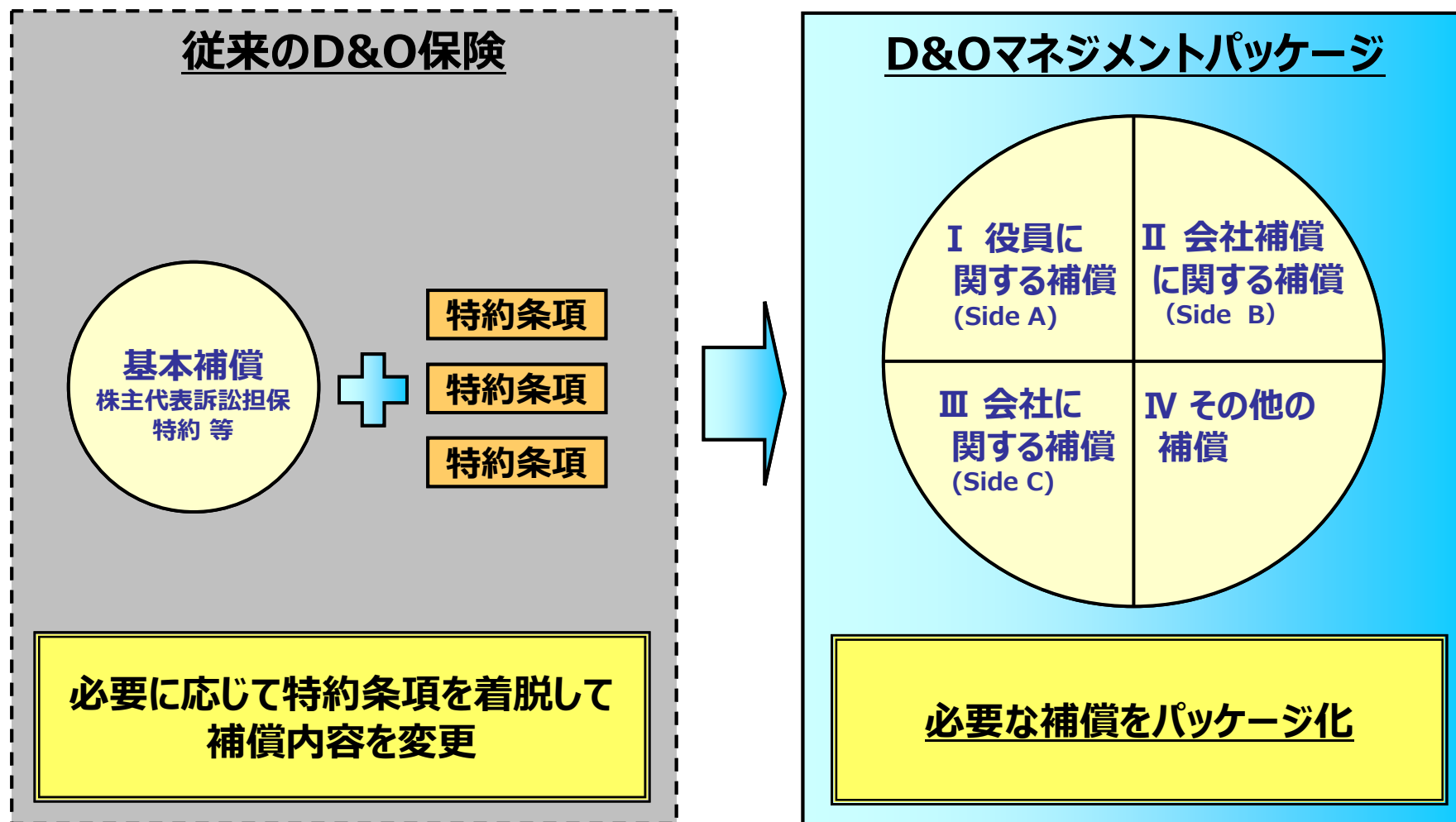
【特徴⑥】ハラスメント・不当解雇のほか、過労死・過労自殺も補償対象！

→ 従業員から役員個人に訴訟が提起（*）された場合に、役員個人が負担する損害賠償金・争訟費用を補償します。

（*）セクハラ・パワハラ等を行った役員本人に対してなされたものは補償対象外です（P.22ご参照）

従来商品と「D&Oマネジメントパッケージ」の比較（商品構成）

- 「役員個人の責任」に関する補償の充実に加え、「会社負担の各種費用」等の補償もワンパッケージに！



「D&Oマネジメントパッケージ」がカバーするリスク(商品概要)

経営（役員＆会社）に関するリスクを包括的に補償！

□ 役員・会社に負担が生じる以下の損害・費用を、“充実した補償”で包括的に補償します(オプション特約不要)。

補償分類	主な補償内容 (お支払いする保険金等)	従来商品	新商品
I 役員に関する補償 ※欧米で「Side A」と呼ぶ補償に近い内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法律上の損害賠償金・争訟費用 ✓ その他の「役員費用」 	基本	パッケージで全て補償対象(*2)
会社に対する補償 II 会社補償に関する補償 ※欧米で「Side B」と呼ぶ補償に近い内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社が役員に負担する損害に対して補償した場合の補償責任を補償 	原則補償なし	
III 会社に関する補償(*1) ※欧米で「Side C」と呼ぶ補償に近い内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有価証券損害賠償請求に起因する法律上の損害賠償金・争訟費用 ✓ 不祥事発生後の各種「会社費用」 	オプション	
IV その他の補償(役員・会社共通)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 緊急費用 ✓ 社外派遣役員無記名包括補償 ✓ 記名子会社自動追加 		

(*1) 「III 会社に関する補償」では、有価証券損害賠償請求を除き、会社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金、争訟費用)は補償対象外です。

(*2) 「III 会社に関する補償」の有価証券損害賠償請求の補償のみ、必要に応じて、不担保にすることができます。

「D&Oマネジメントパッケージ」がカバーするリスク(商品概要)

各種費用まで幅広く補償！（役員＆会社）

□ 不祥事発生後に発生する株主代表訴訟等に関する費用だけでなく、国外における刑事手続きや公的機関による調査に関する費用など、「役員個人」や「会社」に負担が生じる**各種費用を幅広く補償**します。

【ご参考】「社内調査委員会」「第三者委員会」に関して

自社または記名子会社において不祥事が発生した場合またはその疑いがある場合に、その調査結果を会社のすべてのステークホルダーに公表することで、会社の信頼と持続可能性を回復すること目的に、「社内調査委員会」や「第三者委員会」を設置することが増えています。

名称		保険期間中支払限度額（*）
役員費用	損害賠償請求対応費用	1億円
	公的調査等対応費用	
	刑事手続対応費用	
	財産または地位の保全手続等対応費用	
	信頼回復広告費用	
会社費用	社内調査費用	1,000万円
	第三者委員会設置・活動費用	5,000万円
	提訴請求対応費用	契約全体の保険期間中 総支払限度額
	改善報告書等作成費用	
	危機管理コンサルティング費用	
	危機管理対策実施費用	
	訴訟告知受理に関する公告・通知費用	
	会社補助参加調査費用	
	会社補助参加費用	
	文書提出命令対応費用	
役員に対する責任免除に関する公告・通知費用		
その他費用	緊急費用	

(*） 契約全体の保険期間中総支払限度額の内枠となります。

想定事故例 (いずれもD&Oマネジメントパッケージで補償対象の事例)

株主代表訴訟

関連会社が、不動産投資の失敗により金融機関からの借入金を自力返済できなくなり、記名法人がその債務を肩代わりした。記名法人の取締役が善管注意義務違反があったとして、株主から損害賠償を請求された。

製品の販売を巡る価格カルテル問題で、公正取引委員会から課徴金納付命令を受け、会社が巨額の損失を被った。取締役および監査役らに、カルテルに関与または黙認した過失、カルテル防止に関する内部統制システム構築義務違反、リーニエンス（自主申告による課徴金減免制度）を利用しなかったことによる過失などの善管注意義務違反があったとして、株主から損害賠償を請求された。

従業員が、会社のコンピュータ内の情報を利用してインサイダー取引を行い、その一部について刑事責任を問われた。取締役らに、インサイダー取引の防止に対する取締役の任務懈怠（善管注意義務違反）があり、この事件により会社の社会的信用が失墜したとして、株主から損害賠償を請求され、請求は棄却されたが多額の争訟費用がかかった。

会社訴訟

役員が従業員に指示した不正会計により投資判断を誤らせたとして、株主から監査役に提訴請求書が送付された。監査役が提訴請求に基づき検討した結果、不正会計を防ぎきれなかった他の役員にも監視義務違反に基づく責任が認められるとして、会社が役員を相手取って損害賠償請求を行うこととした（不正を指示した役員は、法令違反の認識があったため補償対象外）。

第三者訴訟

飲食店チェーンの従業員が過労死したのは、全社的な長時間労働を取締役らは容易に認識できたにもかかわらず問題を放置したのが原因であり、役員は任務懈怠責任を負うとして、遺族から役員個人に対して、損害賠償を請求された。

海外の企業とジョイント・ベンチャーを組んで新製品の開発・発売を準備していたが、事業遂行上の問題により提携関係が破綻した。相手先の企業から提携解消の判断を不当とする損害賠償を請求された。

「D & O マネジメントパッケージ」 補償内容（詳細）

商品の概要

保険期間

1年間

◆保険期間延長（ランオフカバー）の特則◆

この保険契約が更新されず、かつ、その全部または一部について同一の損害を補償する他の保険契約または共済契約が締結されない場合は、

- ① 保険期間末日から**90日間の延長期間**が適用されます。
- ② 退任役員（初年度契約の保険期間の初日以降この保険契約の保険期間の末日以前に退任した役員であって、その後いかなる記名法人または記名子会社においても役員としての地位に就いていない者）については、保険期間末日から**10年間の延長期間**が適用^{（*1）}されます。ただし、いずれも保険期間の末日までに行われた行為に起因する損害に限ります。

（*1）記名法人または記名子会社の第三者との合併、第三者への全資産の譲渡または第三者による会社の議決権の過半数の取得によって役員としての地位を退任した場合等には適用されません。

被保険者（補償の対象となる方）の範囲

次の方が対象です。

① 個人被保険者^{（*2）（*3）}

- (1) 役員（会社法上の取締役、執行役、監査役、会計参与）
- (2) 執行役員
- (3) 管理職従業員^{（*4）}
- (4) 社外派遣役員^{（*5）}

上記の地位に基づいて遂行する会社（上記（4）の場合は、社外法人）の職務または業務に関する限りにおいて、個人被保険者とします。

② 会社

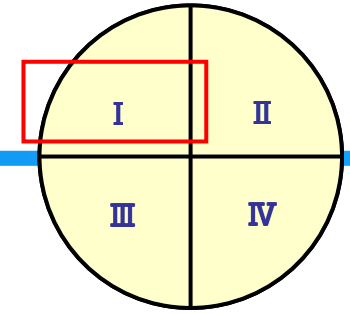
- (1) 記名法人（保険証券の記名法人欄に記載された法人）
- (2) 記名子会社（記名法人の子会社の中で、保険証券の記名子会社欄に記載された法人）

（*2）個人被保険者が死亡した場合はその者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合はその者とその破産管財人を同一の個人被保険者とみなします。

（*3）個人被保険者には、保険証券記載の遡及日以降に上記①（1）～（4）の地位を退任または退職した者およびこの保険契約の保険期間中に上記①（1）～（4）の地位に新たに就任した者を含みます。

（*4）会社の取締役会決議または取締役会から委任された取締役・執行役により会社法上の「重要な使用人」として選任された上記①（2）以外の者をいいます。なお、株式会社以外の法人においてこれらと同等の地位にあるとされる個人を含みます。

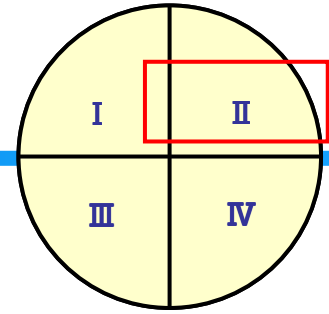
（*5）会社の要請または指示に基づき、社外法人において役員の地位にある個人をいいます（米国上場企業、金融業を営む社外法人へ派遣される者を除きます。）。なお、このご案内書における「Ⅰ 役員（個人被保険者）に関する補償」および「Ⅱ 会社補償に関する補償」に規定する損害についてのみ、個人被保険者とします。



I 役員（個人被保険者）に関する補償

I 役員（個人被保険者）に関する補償

補償項目 (お支払いする保険金)	補償の概要 (保険期間中に「対象事由（下線部）」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。)	補償対象地域		想定している手続き			保険期間中 支払限度額	免責金額
		日本国内	日本国外	民事	行政	刑事		
法律上の損害賠償金	個人被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。	○	○	○			保険証券記載の保険期間中総支払限度額	個人被保険者1名あたりの免責金額
争訟費用	個人被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことに関する争訟（訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。）によって生じた費用（個人被保険者または会社の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。）で、弊社が必要、有益かつ妥当と認めたものであって、弊社の事前の書面による同意を得て個人被保険者が負担したものに限りです。	○	○	○			※身体障害・財物損壊等争訟費用に起因する損害については、保険証券記載の保険期間中総支払限度額の10%	
I 役員に関する補償 役員費用	損害賠償請求対応費用	○	○	○			1億円	なし
	公的調査等対応費用	○	○		○			
	刑事手続対応費用		○			○		
	財産または地位の保全手続等対応費用		○		○	○		
	信頼回復広告費用	○	○	○		○	500万円	なし



II 会社補償に関する補償

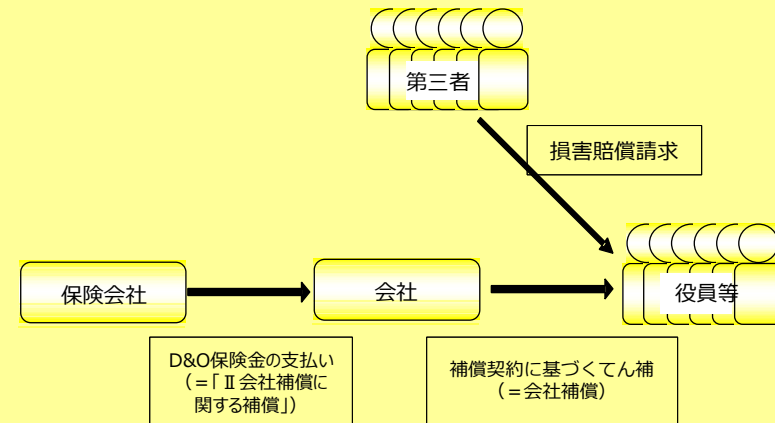
II 会社補償に関する補償

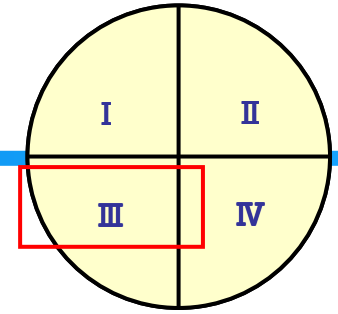
補償項目 (お支払いする保険金)	補償の概要 (保険期間中に I 「役員に関する補償」に規定する対象事由が発生した場合に限り、保険金をお支払します。)	補償対象地域		想定している手続き			保険期間中支払限度額	免責金額
		日本国内	日本国外	民事	行政	刑事		
II 会社補償に関する補償 会社補償	役員が被る損害について、会社が、法律、契約または定款等の規定に基づいて適法に、役員に対して補償を行ったことにより、会社が被る損害に対して、保険金をお支払します。	I 「役員に関する補償」と同じ			I 「役員に関する補償」と同額（共有）			保険証券の「1 請求あたりの免責金額の上限」欄に記載された免責金額と同額

【ご参考】「会社補償」とは？

- 会社補償とは、**会社が役員等と締結した補償契約**に基づき、役員等が負担する損害賠償金・防御費用を**会社が補償する**（＝肩代わりする）制度です。
- **会社補償はD&O保険の有無にかかわらず有効な手続き**ですが、欧米（*）のD&O保険では、「**会社補償**」を行うことによって会社が被った損害を「Side B」と呼ばれる補償条項によって、会社に対する保険金としてお支払いすることが一般的です。上表のとおり、D&OマネジメントパッケージにおいてもSide Bの補償を提供しています。
- **会社補償では、役員等が会社に対して負う責任（株主代表訴訟等）は補償されません（D&Oマネジメントパッケージでは補償対象となります）**。そのため、会社補償だけでなく、D&O保険も組み合わせたリスクヘッジを検討する必要があります。
- なお、2019年12月に成立した改正会社法（2021年3月施行）において、会社補償の**手続きや情報開示に関する規律が明文化**されます。

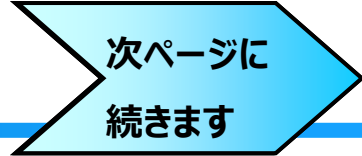
（*）会社補償が認められるか否かは国・地域によって異なり、フランス等、会社補償が認められていない国・地域も存在します。





III 会社に関する補償

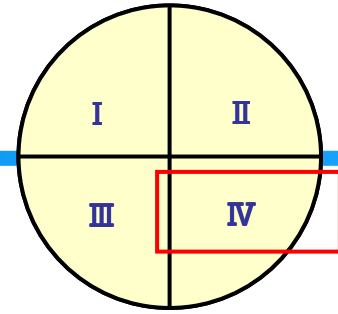
Ⅲ 会社に関する補償



補償項目 (お支払いする保険金)	補償の概要 (保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、保険金をお支払します。)	補償対象地域		保険期間中 支払限度額	免責金額		
		日本国内	日本国外				
法律上の損害賠償金 (会社有価証券賠償責任)	会社に対して有価証券損害賠償請求がなされたことにより、会社が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。	○	○	保険証券記載の保険期間中総支払限度額	保険証券の「1請求あたりの免責金額の上限」欄に記載された免責金額と同額		
争訟費用 (会社有価証券賠償責任)	会社に対して有価証券損害賠償請求がなされたことに関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます)によって生じた費用をいいます。弊社が必要、有益かつ妥当と認めたものであって、弊社の事前の書面による同意を得て会社が負担したものに限りです。	○	○				
目 会社に関する補償 会社費用	社内調査費用	会社において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、その不祥事に関して行う社内調査(*)を開始した場合に、社内調査を行うために会社が負担した費用(会社に雇用されている者への給与、提訴請求対応費用、危機管理コンサルティング費用等を除きます。)をいいます。 (*) この保険契約の保険期間の末日の翌日以降180日が経過するまでの期間に、公的機関に対する文書による届出もしくは報告または新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットもしくはこれらに準じる媒体による発表または報道により、その調査を行ったことを公表したものに限りです。		○	○	1,000万円	なし
	第三者委員会設置・活動費用	会社が第三者委員会を設置した場合に、第三者委員会の活動、調査または報酬のために、会社が負担した費用(会社に雇用されている者への給与、監督官庁による定期的な検査への対応費用や調査費用等を除きます。)をいいます。		○	○	5,000万円	なし
	提訴請求対応費用	提訴請求がなされるおそれのある状況(ただし、提訴請求がなされることが合理的に予想される状況に限りです。)が発生した場合または提訴請求がなされた場合に、会社がその状況または提訴請求に対応するために負担した費用をいい、会社が役員の実任追及等の訴えを提起しない理由を株主に通知するために負担した費用を含みます。		○	○	保険証券記載の保険期間中総支払限度額	なし
	改善報告書等作成費用	会社に対して改善報告書等の提出請求がなされた場合に、会社が改善報告書等を作成するために負担した費用をいいます。		○			

Ⅲ 会社に関する補償

補償項目 (お支払いする保険金)	補償の概要 (保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、保険金をお支払します。)	補償対象地域		保険期間中 支払限度額	免責金額		
		日本国内	日本国外				
目 会社に関する補償 会社費用	危機管理コンサルティング費用	会社に対する有価証券損害賠償請求もしくは提訴請求がなされた場合または個人被保険者に対する株主代表訴訟が提起された場合に、その会社の評判に対する影響を最小化するための対策につき、コンサルティング業者から支援、指導または助言を得るために会社が負担した費用をいいます。ただし、会社に対する有価証券損害賠償請求または提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に負担した費用に限りです。		○	○	保険証券記載の保険期間中総支払限度額	なし
	危機管理対策実施費用	会社に対する有価証券損害賠償請求もしくは提訴請求がなされた場合または個人被保険者に対する株主代表訴訟が提起された場合に、コンサルティング業者による支援、指導または助言に基づき、その会社の評判に対する影響を最小化するための対策を講じるために会社が負担した費用であって、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、会社に対する有価証券損害賠償請求または提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に負担した費用に限りです。 ア、会社に対する有価証券損害賠償請求もしくは提訴請求または個人被保険者に対する株主代表訴訟がなされた原因または対応を説明するために行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表または広告の費用 イ、株主等の利害関係者に対して書面を送付する郵送の費用 ウ、アおよびイのほか、弊社の同意を得て負担した費用		○	○		
	訴訟告知受理に関する公告・通知費用	(提訴請求または株主代表訴訟が提起された場合) 会社法その他の法令の規定に基づき、会社が役員に対する株主代表訴訟の訴訟告知を受理したことを公告し、または株主に通知するために会社が負担した費用をいいます。		○			
	会社補助参加調査費用	(提訴請求または株主代表訴訟が提起された場合) 会社が補助参加(日本国内において個人被保険者に対して提起された株主代表訴訟に対し、会社法その他の法令の規定に基づき、各監査役、各監査等委員または各監査委員等の同意を得て、個人被保険者を補助するために会社が訴訟参加することをいいます。) すべきかどうかについて調査を行うために会社が負担した費用をいいます。		○			
	会社補助参加費用	(提訴請求または株主代表訴訟が提起された場合) 会社が補助参加することによって会社が負担した争訟費用をいいます。		○			
	文書提出命令対応費用	(提訴請求または株主代表訴訟が提起された場合) 会社が補助参加した場合に、裁判所からの文書提出命令に対応するために会社が負担した費用をいいます。		○			
	役員に対する責任免除に関する公告・通知費用	(提訴請求または株主代表訴訟が提起された場合) 会社法その他の法令の規定に基づき、取締役会等が役員について責任免除の決議を行ったときに、会社がその旨を公告し、または株主に通知するために会社が負担した費用をいいます。		○			



IV その他の補償

IV その他の補償

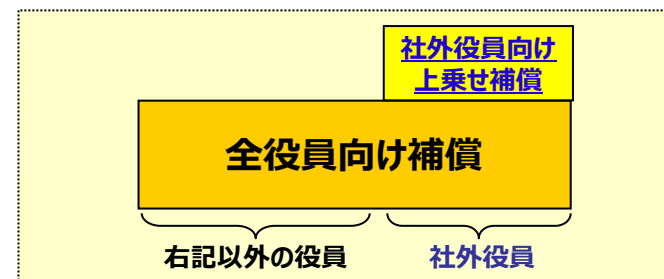
緊急費用

補償の概要	保険期間中 支払限度額	免責金額
次の条件をすべて満たす場合において、役員に関する補償（Ⅰに定めるもの）・会社補償に関する補償（Ⅱに定めるもの）・会社に関する補償（Ⅲに定めるもの）について、弊社の事前の書面による同意を得ずに会社や役員が負担した費用をいいます。 ① 被保険者が緊急性が高いと合理的に判断する状況において、被保険者がこれらの費用を負担したこと。 ② これらの費用を最初に負担した日から起算して30日以内に弊社の同意を求めたこと。 ③ これらの費用が必要、有益かつ妥当なものであったとして、弊社が事後的に同意すること。	500万円	なし

社外役員向け上乗せ補償（追加支払限度額）

社外役員について、社外役員ごとに1億円の追加支払限度額を提供します（ただし、保険期間中すべての社外役員に対して支払う保険金の額を合計して3億円を限度とします。）。

→ **社外役員（会社法上の社外取締役・社外監査役）の招聘に際して、ご安心いただけるよう十分な支払限度額を設定いただくことも重要ですので、右図の「全役員向け補償」部分の支払限度額の増額もご検討ください。**



役員の相続人向け上乗せ補償（追加支払限度額）

役員の相続人について、役員の相続人ごとに1億円の追加支払限度額を提供します（ただし、保険期間中すべての役員の相続人に対して支払う保険金の額を合計して3億円を限度とします。）

D & O マネジメントパッケージの補償内容

保険金のお支払い方法

被保険者に対してお支払いする保険金の額は、補償項目ごとに、下記算式により算出された金額をお支払いします。

ただし、個人被保険者（役員）に対してお支払いする保険金の額は、補償項目ごとかつ個人被保険者ごとに、下記算式により算出された金額をお支払いします。

$$\text{保険金の額} = \left(\text{被保険者が被った損害の合計額} - \text{補償項目ごとに定められた免責金額*1} \right) \times \text{縮小支払割合*2}$$

(* 1) 「個人被保険者 1 名あたりの免責金額」は、下記算式により算出された金額またはご契約にあり設定する「役員 1 名あたり免責金額」のいずれか低い額となります。

$$\text{個人被保険者 1 名あたりの免責金額} = \frac{\text{ご契約の「1 請求あたりの免責金額の上限」}}{\text{損害を被った個人被保険者の人数}}$$

(* 2) 95%または100%で設定します。

支払限度額

すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額を合算して、契約全体の**保険期間中総支払限度額**が限度となります (* 3)。

また、補償項目ごとに設定される保険期間中支払限度額は、契約全体の保険期間中総支払限度額の内枠となります (P.8ご参照)。

(* 3) 社外役員または役員の相続人に対してお支払いする保険金についてのみ、追加支払限度額の設定があります (P.20ご参照)。

※詳細は、「保険約款」でご確認ください。

D & O マネジメントパッケージの補償内容

次ページに
続きます

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

【共通】

● 次の事由は、個人被保険者ごとに個別に適用されます。

- ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由
- ・被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。）に起因する対象事由
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する対象事由
- ・この保険契約の保険期間の初日において、被保険者が対象事由が発生するおそれのある状況（ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。）を知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の対象事由

● 次の事由は、すべての被保険者に適用されます。

- ・保険証券記載の遡及日より前に行われた行為に起因する一連の対象事由
- ・初年度契約の保険期間の初日より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に関与する一連の対象事由
- ・この保険契約の保険期間の初日より前に発生していた対象事由の中で疑われていた、または申し立てられていた行為に起因する一連の対象事由
- ・戦争、内乱、変乱、暴動、騒ぎその他の事変に起因する対象事由
- ・汚染物質の流出、核物質の危険性、石綿（アスベスト）の有害な特性等に起因する対象事由
- ・身体障害、精神的苦痛、財物損壊等、人格権侵害についての損害賠償請求（* 1）（* 2）（* 3）

（* 1）個人被保険者が身体障害・財物損壊等争訟費用を負担することによって被る損害（個人被保険者本人の直接の行為により発生した損害を除きます。）については補償対象です。

（* 2）個人被保険者に対して雇用関連損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金・争訟費用に限ります。）については補償対象です。ただし、侵害行為のうちセクハラ、パワハラ等の行為を行った個人被保険者本人に対してなされた雇用関連損害賠償請求に起因する損害は、補償対象外です。

（* 3）社内調査費用または第三者委員会設置・活動費用による損害は補償対象です。

D & O マネジメントパッケージの補償内容

次ページに
続きます

お支払いの対象とならない主な場合（続き）

- ・記名子会社において発生した対象事由のうち、その記名子会社が記名法人の子会社に該当しない間に行われた行為に起因する一連の対象事由
 - ・保険期間中に次に定める取引が行われた場合は、その取引の発効日の後に行われた行為に起因する対象事由
 - ①会社が第三者と合併すること、または会社の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
 - ②第三者が、会社の総株主の議決権につき、直接または間接的に過半数を取得すること。
(保険契約者または被保険者が上記の取引が行われた事実を遅滞なく弊社に対して書面により通知し、弊社が書面により承認した場合を除きます。)
 - ・被保険者が以下のいずれかの米国の法令に違反したと主張する申立てに基づき発生した対象事由
 - ①米国従業員退職所得保障法（ERISA法）
 - ②米国組織犯罪規制法（RICO法）
 - ③米国証券取引所法
 - ・米国の法令に基づき、個人被保険者に対して、記名法人もしくはその子会社（* 1）または他の個人被保険者からなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、個人被保険者に対して、記名法人もしくはその子会社（* 1）または他の個人被保険者が関与して、記名法人もしくはその子会社（* 1）の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求（* 2）（* 3）
 - ・米国の法令に基づき、または米国もしくはその領土において会社に対してなされた有価証券損害賠償請求
 - ・次の損害
 - ①税金、罰金、科料、過料、課徴金
 - ②法令上保険適用が認められない損害
 - ③汚染浄化費用またはこれによる損害
 - ・保険金の支払いを行うことにより弊社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合
- （* 1）個人被保険者が社外派遣役員（P.11ご参照）である場合は、その者が社外派遣役員としての地位にある社外法人をいいます。
- （* 2）米国以外で発生した損害については、他の個人被保険者からなされた損害賠償請求は補償対象です。
なお、米国で発生した損害についても、分担割合の争訟費用、株主代表訴訟に関しては補償対象です（免責としません。）。
- （* 3）米国以外で発生した損害については、記名法人またはその子会社から個人被保険者に対してなされた損害賠償請求（会社訴訟）は補償対象です。
なお、米国で発生した損害についても、株主からの提訴請求に基づく会社訴訟は補償対象です。また、株主からの提訴請求に基づかない会社訴訟に関しては個人被保険者が負担する争訟費用のみ、補償対象です（免責としません。）。

D & O マネジメントパッケージの補償内容

お支払いの対象とならない主な場合（続き）

【特定危険不担保特約条項】（* 1）

・個人被保険者に対してなされた次の損害賠償請求

- ① 個人被保険者である役員の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求
- ② 会社に破産手続等または手形交換所の取引停止処分が生じたことに関連して、会社に対して債権を有する第三者からなされた損害賠償請求

【金融機関特定危険不担保特約条項】（* 2）（* 3）

・会社または社外法人に対して金融機能再生緊急措置法または預金保険法に基づく次のいずれかの処分または決定が行われた場合に、その処分または決定の日以降、その会社または社外法人において発生した対象事由に起因する損害（* 4）

- ① 内閣総理大臣が行う金融整理管財人による業務および財産の管理を命ずる処分
- ② 内閣総理大臣が行う業務承継のための承継銀行の設立に関する決定または承継銀行に営業譲渡等を行うべき旨の決定
- ③ 内閣総理大臣が行う特別公的管理または特別危機管理の開始の決定

・次の事由に起因する損害

- ① 暗号資産の取引における誤発注等の事務的過誤または取引の停止もしくは遅延
- ② 暗号資産の紛失、盗取、詐取または消失

（* 1）記名法人が非上場会社、非営利法人、設立後 5 年未満の会社、合名会社・合資会社・合同会社である場合に自動付帯されます。

（* 2）次のいずれかの場合に自動付帯されます。

- ① 記名法人が金融機関である場合
- ② 記名法人または記名子会社・記名子法人が暗号資産交換業を行っている場合

（* 3）本特約を付帯する場合、個人被保険者には、金融機能再生緊急措置法または預金保険法の規定に基づき選任された次の者を含みません。

- ① 内閣総理大臣により選任された金融整理管財人
- ② 内閣総理大臣の指名に基づき預金保険機構により選任された特別公的管理銀行または特別危機管理銀行の取締役、執行役、監査役、会計参与および会計監査人ならびにこれらに準じる者

（* 4）金融機能再生緊急措置法または預金保険法の規定に基づき、金融整理管財人、特別公的管理銀行、特別危機管理銀行または預金保険機構から会社・社外法人の個人被保険者に対してなされた損害賠償請求に起因するものを含みます。

等

(補足) 用語の意味

次ページに
続きます

このご案内書で使用している用語の意味は、次のとおりです。

役員	会社法上の取締役、執行役、監査役または会計参与であって、法令または定款の規定に基づいて置かれたものをいい、会計監査人を含みません。なお、株式会社以外の法人においてこれらと同等の地位にあるとされる個人を含みます。
会社	この保険契約において補償を受けることができる、次の法人をいいます。 ①記名法人（保険証券の記名法人欄に記載された法人をいいます。） ②記名子会社（記名法人の子会社の中で、保険証券の記名子会社欄に記載された法人をいいます。） なお、保険期間中に新たに記名法人の子会社となったもののうち、次の条件をすべて満たすものについては、この保険契約に限り「記名子会社」とみなします。 a.有価証券を証券取引所に上場していないこと b.設立国が日本であること c.金融業を営んでいないこと d.新たに記名法人の子会社となった日における総資産額が保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度末における記名法人の総資産額の10%未満であること
社外法人	記名法人およびその子会社以外の法人をいいます。
雇用関連損害賠償請求	次のものをいいます。 ア. 侵害行為のアからオまでのいずれかの行為により発生した他人の身体の障害もしくは精神的苦痛または人格権侵害に起因して、従業員等（過去に従業員であった者およびその法定相続人を含みます。）から個人被保険者に対してなされた損害賠償請求 イ. 侵害行為のカの行為により発生した他人の身体の障害もしくは精神的苦痛 または人格権侵害に起因して、他者から個人被保険者に対してなされた損害賠償請求
他者	会社の顧客または取引先の従業員等業務において関わりのある者であって、従業員等以外の自然人をいいます。
侵害行為	次の行為をいいます。 ア. 従業員の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。 イ. 職場において行われる性的な言動に対する従業員の対応によりその従業員に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境を害すること。 ウ. 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害すること。 エ. 職場において行われる従業員に対する次の事由に関する言動により、その従業員の就業環境を害すること。 （ア）従業員の妊娠または出産 （イ）産前・産後休業等の制度又は措置の利用 （ウ）育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用 オ. 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因として自殺に至らせる程度の心理的負荷または業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患により死亡させる程度の負荷を従業員に与えること。 カ. 他者に対する次の行為 （ア）人種、国籍、出身地、宗教、性または身体的特徴を理由に、商品・サービスの提供において差別的または不利益な取扱いを行うこと。 （イ）性的な言動 （ウ）優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えるもの

(補足) 用語の意味 (続き)

従業員等	<p>次の者をいいます。ただし、会社の業務に関する場合に限りです。</p> <p>ア. 従業員</p> <p>イ. 従業員となるための申込みを行った者（会社が試験、面接、試用その他類似の採用行為を実施した者を含みます。）</p>
身体障害・財物 損壊等争訟費用	<p>個人被保険者に対して、他人の身体の障害もしくは精神的苦痛、財物の損壊等または人格権侵害についての損害賠償請求がなされた場合の争訟費用をいいます。</p> <p>ただし、雇用関連損害賠償請求がなされたことにより個人被保険者が負担する争訟費用は含みません。</p>
有価証券損害 賠償請求	<p>会社の有価証券の売買もしくは募集もしくはこれらにかかる勧誘または有価証券の登録に関する法令もしくは証券取引所の規則に違反したとの申立てに基づいてなされた損害賠償請求をいい、次の書類における事実と異なる記載または記載欠如に起因するものを含みます。ただし、有価証券に基づく給付（新株予約権またはストックオプションを含みます。）を受けられなかったことに起因して会社の役員または従業員によりなされた損害賠償請求を含みません。</p> <p>ア. 金融商品取引法第2章「企業内容等の開示」が定める企業内容等の開示書類</p> <p>イ. 会社法が定める計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書</p> <p>ウ. 会社法が定める連結計算書類</p> <p>エ. その他の日本で定める法令または証券取引所の規則において、適時かつ適切な開示を行うことを定められているアからウまでに準じる書類</p>
支払限度額	<p>お支払いする保険金の上限額をいいます。</p>
免責金額	<p>お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。</p>
遡及日	<p>原則として、最初にご契約いただいた保険契約の保険期間の初日の10年前応当日とします。</p>

ご注意事項

次ページに
続きます

◆もし事故が起きたときは

対象事由が発生した場合は、遅滞なく、被保険者が最初にその対象事由を知った時の状況、対象事由の内容およびその対象事由の原因となる事実および行為に関する情報、他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で代理店または弊社にご連絡ください。
対象事由が発生するおそれのある状況（ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。）を知った場合は、遅滞なく、その状況および原因となる事実・行為について、発生日および関係者等その他の必要事項について、書面で代理店または弊社にご連絡ください。
ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

◆ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約者からのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。
また、弊社の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

◆保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。

このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

◆ご契約の際のご注意

〈告知義務〉

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※弊社の代理店には、告知受領権があります。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約（特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事由について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈通知義務〉

ご契約後に申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。
通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

ご注意事項（続き）

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。なお、社外派遣役員についてはこの限りではありません。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈保険料についての注意点〉

保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に発生した対象事由による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

〈解約と解約返れい金〉

ご契約の解約(ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせること)については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

〈保険証券〉

ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

〈代理店の業務〉

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（*））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

◆共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

お問い合わせ先

ご高覧ありがとうございました。
ご検討の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

本保険に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

取扱代理店 ○○○○
(所在地)
(TEL)
(FAX)

または

(引受保険会社)
東京海上日動火災保険株式会社
(担当)
○○支店(部) ○○支社(課)
(所在地)
(TEL)
(FAX)